

議会運営委員会議次第

日 時 平成29年2月16日（木）

13時30分～

場 所 第1委員会室

1. 議 領

- ① 平成29年第1回二宮町議会定例会の運営について
- ② その他

平成29年第1回二宮町議会定例会議案

番号	議案名
1	二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
2	二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
3	二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
4	二宮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
5	二宮町道路線の廃止及び認定について
6	平成28年度二宮町一般会計補正予算（第3号）
7	平成28年度二宮町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
8	平成28年度二宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
9	平成28年度二宮町介護保険特別会計補正予算（第3号）
10	平成28年度二宮町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
11	平成29年度二宮町一般会計予算
12	平成29年度二宮町国民健康保険特別会計予算
13	平成29年度二宮町後期高齢者医療特別会計予算
14	平成29年度二宮町介護保険特別会計予算
15	平成29年度二宮町下水道事業特別会計予算

平成 29 年第 1 回二宮町議会定例会上程議案説明資料

番号	議案名及び議案内容等
1	<p>二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、本条例に必要な改正をするために提案するものです。</p> <p style="text-align: right;">【例規集 1-3951】(総務課)</p>
2	<p>二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、本条例に必要な改正をするために提案するものです。</p> <p style="text-align: right;">【例規集 1-4051】(総務課)</p>
3	<p>二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 国民健康保険事業の健全な運営を図るため、税率等の変更を行ふことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案するものです。</p> <p style="text-align: right;">【例規集 2-3851】(福祉保険課)</p>
4	<p>二宮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の省令が一部改正されたことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案するものです。</p> <p style="text-align: right;">【例規集 2-4067】(福祉保険課)</p>
5	<p>二宮町道路線の廃止及び認定について 道路台帳システム導入に併せて、町道路線の見直し、再編成を行うため、現在、認定している全路線を一括廃止し、新たな番号で認定するにあたり道路法の規定に基づき議会の議決をお願いするものです。</p> <p style="text-align: right;">(都市整備課)</p>
6	<p>平成 28 年度二宮町一般会計補正予算（第 3 号） 歳入歳出それぞれ 17,531 千円を追加し、予算総額を 7,986,373 千円とするものです。 歳入の主なものにつきましては、町民税の個人現年課税分の増です。 歳出の主ものにつきましては、財政調整基金ほか、各種基金への積立の増額です。</p>
7	<p>平成 28 年度二宮町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） 歳入歳出それぞれ 92,833 千円を減額し、予算総額を 3,767,079 千円とするものです。 歳入の主ものにつきましては、前期高齢者交付金、財政調整交付金の減及び基金繰入金、町債の増です。 歳出の主ものにつきましては、保険財政共同安定化事業拠出金の減額です。</p>

番 号	議案名及び議案内容等
8	<p>平成 28 年度二宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）</p> <p>歳入歳出それぞれ 10,703 千円を減額し、予算総額を 813,977 千円とするものです。</p> <p>歳入の主なものにつきましては、一般会計繰入金の減です。</p> <p>歳出の主ものにつきましては、後期高齢者広域連合納付金の減額です。</p>
9	<p>平成 28 年度二宮町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）</p> <p>歳入歳出それぞれ 207,263 千円を減額し、予算総額を 2,294,251 千円とするものです。</p> <p>歳入の主ものにつきましては、国庫負担金及び支払基金交付金の減です。</p> <p>歳出の主ものにつきましては、介護サービスに係る保険給付費の減額です。</p>
10	<p>平成 28 年度二宮町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）</p> <p>歳入歳出それぞれ 13,145 千円を減額し、予算総額を 935,131 千円とするものです。</p> <p>歳入の主ものにつきましては、一般会計繰入金及び町債の減です。</p> <p>歳出の主ものにつきましては、酒匂川流域下水道維持管理負担金の減額です。</p>
11	<p>平成 29 年度二宮町一般会計予算</p> <p>歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,676,000 千円と定めるため提案するものです。</p>
12	<p>平成 29 年度二宮町国民健康保険特別会計予算</p> <p>歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,752,557 千円と定めるため提案するものです。</p>
13	<p>平成 29 年度二宮町後期高齢者医療特別会計予算</p> <p>歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 814,187 千円と定めるため提案するものです。</p>
14	<p>平成 29 年度二宮町介護保険特別会計予算</p> <p>歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,399,934 千円と定めるため提案するものです。</p>
15	<p>平成 29 年度二宮町下水道事業特別会計予算</p> <p>歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 964,725 千円と定めるため提案するものです。</p>

議案等の発送日 平成 29 年 2 月 21 日（火）

平成 29 年第 1 回 二宮町議会定例会 議事及び会期日程 (案)

(平成 29 年 2 月 16 日開催 議会運営委員会)

	2月 28 日 (火) 9:00	議会運営委員会 9:30 本会議	
①署名議員の指名について	4番 二宮 節子 議員 9番 渡辺 訓任 議員		
②会期の決定について	2/28~3/24 25 日間		
③平成 29 年度からの特別徴収税額の決定・変更通知書に受給者の個人番号を記載する件についての陳情	協議事項		
④神奈川県が立案中の「葛川水系河川整備計画」についての陳情	協議事項		
1 ⑤二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	総務建設経済常任委員会に付託 議案第 1 号		
⑥二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	総務建設経済常任委員会に付託 議案第 2 号		
⑦二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	教育福祉常任委員会に付託 議案第 3 号		
⑧二宮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	教育福祉常任委員会に付託 議案第 4 号		
⑨二宮町道路線の廃止及び認定について	総務建設経済常任委員会に付託 議案第 5 号		
2 3月 1 日 (水) 本会議 休会			
9:30 総務建設経済常任委員会 総務建設経済常任委員会終了後 教育福祉常任委員会	※付託案件審査		
3 3月 2 日 (木) 休 会	●休会：委員長報告調整		
3月 3 日 (金) 9:30 本会議			
①平成 29 年度町長施政方針			
②委員長報告 (条例等審査)	* 報告・質疑・討論・表決		
③平成 28 年度二宮町一般会計補正予算 (第 3 号)	即決 議案第 6 号		
④平成 28 年度二宮町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)	即決 議案第 7 号		
⑤平成 28 年度二宮町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)	即決 議案第 8 号		
⑥平成 28 年度二宮町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	即決 議案第 9 号		
⑦平成 28 年度二宮町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)	即決 議案第 10 号		
⑧平成 29 年度二宮町一般会計予算		議案第 11 号	
⑨平成 29 年度二宮町国民健康保険特別会計予算		議案第 12 号	
⑩平成 29 年度二宮町後期高齢者医療特別会計予算		議案第 13 号	
⑪平成 29 年度二宮町介護保険特別会計予算		議案第 14 号	
⑫平成 29 年度二宮町下水道事業特別会計予算		議案第 15 号	
5 3月 4 日 (土) 休 会			
6 3月 5 日 (日) 休 会			
7 3月 6 日 (月) 休 会	●休会：予算事項別説明送信		
8 3月 7 日 (火) 休 会	●休会：総括質疑前		
3月 8 日 (水) 9:30 本会議			
9 平成 29 年度予算総括質疑	協議：通告締切日 (2/27)		
予算審査特別委員会設置			
10 3月 9 日 (木) 休 会	●休会：一般質問前		
11 3月 10 日 (金) 休 会	●休会：中学校卒業式		
12 3月 11 日 (土) 休 会			
13 3月 12 日 (日) 休 会			
14 3月 13 日 (月) 9:30 本会議	受付・調整		
一般質問	2/21 午前 9 時～2/24 正午		
15 3月 14 日 (火) 9:30 予算審査特別委員会	* 午前中現地視察		

16	3月15日(水)	9:30	予算審査特別委員会	
17	3月16日(木)	9:30	予算審査特別委員会	
18	3月17日(金)	休会		●休会:小学校卒業式
19	3月18日(土)	休会		
20	3月19日(日)	休会		
21	3月20日(月)	休会		春分の日
22	3月21日(火)	9:30	予算審査特別委員会	
23	3月22日(水)	9:30	予算審査特別委員会	*質疑終了後 討論・表決
24	3月23日(木)	休会		●休会:委員長報告調整
	3月24日(金)	13:00	本会議	
25	①委員長報告(陳情・平成29年度予算審査特別委員会等) 本会議終了後			*報告・質疑・討論・表決 議会全員協議会

協議・確認 事項

1. 陳情の常任委員会への付託および執行者への出席要請について

	陳情審査案件	取扱い(執行者側出席要請)	趣旨説明の有無
1	平成29年度からの特別徴収税額の決定・変更通知書に受給者の個人番号を記載する件についての陳情	<input type="checkbox"/> 総務建設経済常任委員会に付託 (担当部長以下) <input type="checkbox"/> 机上配付	有
2	神奈川県が立案中の「葛川水系河川整備計画」についての陳情	<input type="checkbox"/> 総務建設経済常任委員会に付託 (担当部長以下) <input type="checkbox"/> 机上配付	有

※条例関係の町長提出議案の審査は、「町長以下担当班長まで」が出席します。

2. 総括質疑通告締切日を2月27日(月)午後5時までとすることについて

3. 総括質疑は、4名以内とする。(先例確認事項)

4. 予算審査特別委員会の構成は、総務建設経済常任委員長を含め各常任委員会より3名に、副議長を加えた計7名とする。(先例確認事項)

5. 休会日の設定について

- ・3月 2日(木) 委員長報告調整のため
- ・3月 6日(月) 事項別明細説明資料の送信日
- ・3月 7日(火) 総括質疑前
- ・3月 9日(木) 一般質問前
- ・3月10日(金) 中学校卒業式
- ・3月17日(金) 小学校卒業式
- ・3月23日(木) 審査意見調整及び予算討論準備のため

平成29年2月3日

平成29年度からの特別徴収税額の決定・変更通知書に受給者の個人番号を記載する件についての陳情

二宮町議会議長

二見 泰弘 殿

神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2

TS プラザビルディング2階

神奈川県保険医協会

理事長 森 壽生



陳情項目

1. 平成29年度からの「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（第三号様式）に、受給者の個人番号を記載しないこと。
2. 上記通知書に個人番号の記載欄を追加した「地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第91号）」の撤回を求める旨の意見書を国に提出すること。

陳情の理由・経緯等

マイナンバー制度は2016年1月より運用が開始されていますが、制度が広く浸透しているとは言い難く、また相次ぐシステム障害などにより、実施状況は国の当初想定とは大きく異なっています。昨年末の個人番号カード申請数が国民の1割にも満たないという事実は、そのことを端的に示しています。

我々開業保険医にとって、中小規模の事業者（個人番号関係事務実施者）の皆様と同じく、マイナンバー制度の運用において、従業員等からの個人番号収集はもとより、個人情報保護委員会の厳格な取扱いガイドラインを順守することも経費や実務の負担などから実施が極めて難しい状況です。また、事業者にとってこの制度の利便性は皆無で、過度な負担や責任を強要されているに過ぎず、「できればやりたくない」というのが本音です。従業員からは個人情報の漏洩・流出に対する懸念の声を多く聞きますし、それを理由に番号提供を拒否する者も少なくありません。これが事業者や住民の実態・実感であるということを、まずはご理解いただきたいと思います。

こうした中、総務省令第91号により、平成29年度からの「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（以

下：「同通知書」）に受給者（従業員）の個人番号を記載する欄が設けられ、各自治体が一斉に個人番号を記載した同通知書を発送する可能性があるとの報道を目にしました。これを受け、当会が昨年末に神奈川県内の全33市町村に質問したところ（回答：31市町村）、「記載する」「記載する予定」が7割、そのうちの6割が同通知書を普通郵便で発送するという、驚愕の事実が明らかになりました。

事業者が行う住民税の給与天引きに個人番号は一切必要ありません。無用な個人番号通知は、事業者に更なる負担と責任を押し付けるばかりか、漏洩・流出の危険性を増大させることに繋がります。また、年末調整の際に勤務先への番号提供を拒否した従業員にとっては、本人の承諾を得ないまま勝手に知らされることになります。これは、自治体であってもプライバシー権の侵害に当たると考えます。普通郵便で発送するなど、もってのほかです。機微性の高い特定個人情報の保護意識の希薄さを疑うばかりか、地域住民の信頼を損なう行為です。

マイナンバー制度の運営については、国税庁が「各種提出書類に個人番号の記載がない場合でも書類を受理する」と、柔軟な姿勢を示しています。また、昨年の税制改正により、個人番号を記載する税務関係書類は限定され、付随的な税務書類への記載は不要となりました。医療保険の分野では、厚生労働省が医療保険者に対し、本人（被保険者）や事業者を介さず、住基ネットを用いて地方公共団体情報システム機構から個人番号を取得する方法を推奨しています。これらは、個人番号が人目に触れる機会を物理的に少なくするという、漏洩・流出対策として妥当な対応だと思います。

こうした潮流の中、同通知書による自治体から的一方的な番号通知は、逆行した対応だと言わざるを得ません。

以上、同通知書に個人番号を記載することは、事業者、従業員、自治体にとって何のメリットもありません。あるのは個人情報の漏洩・流出の危険性の増大とプライバシー侵害、事業者や自治体の負担増です。

県外に目を向ければ、すでに個人番号を記載しないと決めている自治体もあります。東京都中野区は、▼普通郵便での送付は漏洩のリスクがあること、▼簡易書留での送付は約1200万円の負担増になること、などを理由に、個人番号を記載しない方針を明らかにしています。

二宮町におかれましても、ただ法令・省令を硬直的に運用するのではなく、地域住民や事業者の安心・安全を最優先に考えていただき、同通知書への受給者（従業員）の個人番号を記載しないよう求めます。また、地方自治法第99条の規定により、同通知書に個人番号の記載欄を追加した「地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第91号）」の撤回を求める意見書を国へ提出してくださいますよう陳情いたします。

以上

平成29年2月8日

神奈川県が立案中の「葛川水系河川整備計画」についての陳情

二宮町議会議長

二見 泰弘 様

陳情者

二宮町百合が丘3-26-8 0463-71-9321
葛川をきれいにする会 代表 門脇 義昭 (印)

I 陳情の要旨

神奈川県は「河川法」に基づく、今後20~30年の具体的な工事計画を決めるに至る「葛川水系河川整備計画」(以下「葛川整備計画」)を立案中である。

その内容に「子どもたちが水遊びできる葛川」に向けて、例えば「大岡川整備計画」(平成27年5月25日)の「遊歩道の整備」、「多摩川水系三沢川整備計画」(平成12年12月19日)の「階段を設置した護岸の整備」「高低差に配慮した落差工」など、「親水化」に向けた具体的な記述を入れるよう県に働きかけてほしい。

II 理由

私たち「葛川をきれいにする会」の願いは「誰でもが水遊びのできる、きれいで安全な川としての親水性を考える」(葛川をきれいにする会の願いをまとめた「葛川憲章」より)というものである。

平成13年10月、私たち「葛川をきれいにする会」は「二宮町第4次総合計画」をつくるための前段で議論を交わした、当時の「二宮町まちづくり百人委員会」の有志11人が「話し合いだけでなく 実践できることを」と呼びかけ、二宮の中心を流れる葛川の浄化に向け発足した。以来、平成29年度で16年目を迎える。

清掃活動は平成28年11月で232回を数え、水質調査は平成14年7月以来、年4回約10か所の地点で行っている。

一方、神奈川県は管理する2級河川全てについて「河川法」に基づき「河川整備基本方針」「河川整備計画」を策定しているところである。

「葛川水系」についても平成28年1月23日に「葛川河川整備基本方針」を決定し、平成29年上半期にも「葛川整備計画」を決定しようとしている。

今後20~30年の具体的な工事計画を決めるに至る「葛川整備計画」に、具体的な記述がなされないとしたら、私たちは、今までほとんど顧みられなかった「親水化」が、これからもさらに長期間進まないのではないかという、強い危惧の念を抱かざるを得ない。

なかには、喫緊の問題として「洪水対策が先決」と考える方がいるかもしれない。

しかし、私たちがここで問題にしているのは、未来の葛川に対する問い合わせである。「洪水対策」だけで、葛川の整備を終わらせてはいけないという、問題意識である。

私たちは「葛川整備計画」に具体的な記述を入れることが、未来の二宮の子どもたち(町民)のための、また「二宮町第5次総合計画」にある「環境と風景が息づくまちづくり」の実現に近づくための、確かな一步になると考え、地方自治法第99条の規定により、神奈川県に意見書を提出するよう、次の通り陳情する。

III 陳情項目

○神奈川県が立案中の「葛川水系河川整備計画」に、「魚道の設置」「遊歩道の整備」など「親水化」に向けた具体的な整備内容を位置づけること